

答 申 書

令和4年1月27日

大東市特定公民連携事業審査会

令和4年1月27日

大東市長 東坂 浩一 様

大東市特定公民連携事業審査会
会長 清水 義 次

深野北小学校跡地の活用について（答申）

令和3年11月19日付け大東公第39号で諮問のありました深野北小学校跡地の活用について、当審査会として慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

深野北小学校跡地の活用について、各委員から出された主な意見を次のとおり整理し、提出するので、十分検討し、活用されるように配慮されたい。

1. 深野北小学校跡地の活用については、大東市公民連携基本計画に基づき、職住超近接の実現、エリア内の他の資源との一体的な魅力の創出を進める公民連携事業として、大東市公民連携に関する条例第2条に規定する特定公民連携事業として、本事業を進められたい。
2. 大東市公民連携に関する条例第8条に基づき提案を行った現在の事業実施者である民間事業者が、第1期事業を通じて得た事業ノウハウは有用なものであり、また、厳しい収支状況の中にあっても、前向きに事業継続を希望するパブリックマインドを有する民間事業者が存在するという点は、行政にとっても非常に留意すべき点であると考えられる。深野北小学校跡地の活用における民間事業者の選定については、同条例第8条に規定する提案を行った民間事業者と、貸付条件を整理した上で、パートナーシップ方式により進められたい。ただし、以下の「3.」～「8.」の事項に十分留意すること。

3. 深野北小学校跡地の活用における民間事業者との契約締結後においても、本事業を安定的かつ継続的に実施していくために、定期的に本事業の評価を実施すること。なお、評価を実施するにあたっては、本事業や公民連携事業に関し見識を有する第三者を含む有識者等が参画する評価委員会を設置し、定期的に本事業がめざす地域経営の課題解決に対する効果検証を行うこと。合わせて、事業収支については、これまでの本事業に関する民間事業者側の事業採算性を鑑み、次期契約期間中においても、更なる収支の健全性確保に努められたい。
4. 本事業を進めるにあたり、市としても第1期事業における反省点を鑑み、民間事業者の事業経営や事業体制が安定するまでの間は、民間事業者の事業収支の健全化に向け、定期的に行政も収支状況をチェックする体制を設けるなど、行政がしっかりと民間事業者に寄り添いながら本事業を進めるよう努められたい。
5. 本事業を進めるにあたり、事業単体の効果や影響といった小さな観点だけにとらわれるのではなく、行政・民間事業者ともに、本事業の可能性を再認識の上、市の他の施策との連携、連動を意識し、公民連携事業の効果が最大限発揮できるよう努められたい。
6. 本事業を進めるにあたり、これまで関係性が薄かった地域住民・地元との連携を強化し、地域まちづくり協議の場の創設や地域雇用の促進など、行政・民間事業者・地域住民が一丸となり、本施設及び周辺エリアの賑わい創出、価値向上に繋がる仕組みづくりの構築に努められたい。
7. 本事業を進めるにあたり、民間事業者は「スポーツ」、「健康」、「食」、「イベント」などの本施設で提供されるサービスを単独で考えるのではなく、各サービス間の連携に取り組むなど、本施設を訪れた利用者が、より一層寛いで滞在できる空間・施設となるよう努められたい。
8. 今後、本事業を行う施設の改修・整備にあたっては、機能性・経済性のみならず、意匠性・デザイン性・外部との連続性等にも十分留意をし、行政・民間事業者が共同で、より一層開かれた施設となるよう、エリア価値の向上に資する施設に努められたい。